

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 8 月 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 3 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条に次の 1 号を加える。

(9) 低所得世帯臨時特別給付金

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 1 0 日から施行する。